

業務委託仕様書

業務委託名 穎娃浄楽苑植栽管理業務委託

場所 南九州市穎娃町御領5000番地 穎娃浄楽苑

期間 令和8年3月31日まで

1. (適用範囲)

本業務委託については、本仕様書による。

2. (一般事項)

1) 交通管理, 安全管理

受託者は、この業務委託の施工に当たり、通行車両・通行人・施設利用者等に対する安全管理はもとより、作業従事者の交通安全対策に十分に注意を払うこと。

2) 後片付け

この業務委託により発生する残材、枯損木、枝葉、雑草、ゴミ等は、通行等の支障あるいは施設利用者の妨げとならないよう留意すると共に、作業終了後は速やかに処分する。

3. (委託期間)

本業務の期間は、令和8年3月31日までとする。

4. (業務管理計画書)

樹種にあった年間管理を実施するために、業務に先立ち樹種毎の年間管理計画書を作成の上、監督員へ提出し、承認を得なければならない。

5. (剪定・整枝)

整枝・整姿・刈込みを含み、樹木に適した作業を行うものとする。

<イヌマキ・その他中木・高木>

1) 高さの通りを揃える。(盆高)

2) 徒長枝・宿草・折損枝の撤去

3) 支柱の点検

4) 枝作りは、余り薄くせず丸みを持たせ、見栄え良くすること。

<寄植中木・低木>

① 剪定時期は、樹種の特性に依じて、花芽分化前に行う。

② 樹高等の制限がない限り、特に切詰めは行わず、枝抜きで自然樹形をつくる。

③ 円形刈込みは、頂部にふくらみをもたせ、両サイドは枯上りを防止する。

④ 角形刈込みは、一度に刈込まず、数度にわけて整形する。

⑤ シダレ形刈込みは、切詰めよりも徒長枝の枝抜きを主体に行い、全体をふっくらと仕上げらる。

⑥ 連続玉物仕立ては、各樹木間の大きさのバランスに留意する。

⑦ 刈込みと同時に蜘蛛の巣、落葉、ごみ等を取り払う。罹病枝、害虫は取り除く。

6. (病・虫害防除)

- ・ 薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和23 年法律第82 号）等の農薬関連法規並びにメーカー等で定める使用安全基準及び使用方法を遵守し、事前に周辺住居者等への周知徹底をはかる等人畜への安全に十分留意する。
- ・ 使用日は風が少なく、天候の不順でない日とし、風上から散布する。また、周囲対象物以外のものにかからぬよう注意する。
- ・ 使用時刻は、真夏は日中を避け、なるべく夕方とする。
- ・ 散布は、微噴霧器等を使い、十分圧力をかけ、原則として葉から30cm～40cm 離して行う。
- ・ 散布量は、所定の濃度に正確に希釈したものを、葉面に細かく水滴がつく程度にし、余分に薬液のついた場合は振り落してやる。
- ・ そしゃく口を持った害虫（葉などを食べる害虫）を対象に行う場合は、当該枝葉部分に十分付着するよう展着剤等を適宜混合して散布する。
- ・ 吸収口を持った害虫（注射針状の口を持っている害虫）を対象とする場合は、害虫に直接散布する。
- ・ 樹高の高い樹木に対して実施する場合等で、これにより難しい場合は、実施方法について、監督職員と十分協議して定める。
- ・ 使用機器及び薬品の保管については、事前、事後を通じ十分に注意し作業終了後は、遺漏なく速やかに片付けること。

7. (写真管理)

写真管理は、各工種毎に撮影すること。

- ・ 全て黒板に年から日付を入れること。（令和〇〇年〇〇月〇〇日）
- ・ 剪定工（種別・回数毎）・・・着工前→剪定状況→完成
- ・ 防除工（種別・回数毎）・・・薬剤検収→散布状況→空瓶袋検収
- ・ 管理工・・・着工前→状況→完成
- ・ 枝、草等処分工・・・清掃状況→積込状況→処分状況（処分場所）

※樹木（イヌマキ）は、全体が分かるように左右とること。

8. (剪定枝等の処分)

- ・ 業務委託により発生する廃棄物は、適正に処分すること。
- ・ 業務発注後やむを得ない事情により上記指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。